

学納金減免についてのご案内

熊本保健科学大学では、大学の指定する自然災害で被災され、令和8年度に本学に在学している学生を対象として、下記内容の学納金減免を実施します。

なお、本減免申請は、減免適用をお約束するものではありません。本学の減免措置基準の審査を通過した方のみ、減免されますので、予めご了承ください。

◎大学の指定する自然災害◎

令和8年熊本地震 【特定非常災害】【激甚災害】

減免措置内容

申 請 事 由 (大学の指定する自然災害にて)		減 免 額
①	学費を負担するはずであった 保護者等（主たる生計主）が死亡した場合	令和8年度学納金（年額）の <u>全額</u>
②	学費を負担する者（保護者等）が所有し居住する家屋が 「 全壊（流出・消失） 」の被害を受けた場合	
③	学費を負担する者（保護者等）が所有し居住する家屋が 「 大規模半壊 」「 中規模半壊 」「 半壊 」の被害を受けた場合	令和8年度学納金（年額）の <u>半額</u>

- 1) 減免対象となる学納金の範囲は、令和8年度分の授業料・実験実習料・施設設備資金で、入学時に発生する入学金や委託徴収金は、減免対象となりません。
- 2) 対象者は、令和8年度に本学に在学している学生等で、上記①②③のいずれかの申請事由に該当する方です。
- 3) 勤労学生等で学生本人が学費を負担している場合は、学生本人が所有し居住する家屋が対象です。
※所属施設（職場）が学費負担している場合は、減免措置の対象とはなりません。

4) 減免申請に必要な添付書類（返却不可のため、申請書以外はコピー可）

①の場合：死亡を証明する公的書類

②③の場合：市町村の発行する罹災証明書（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊等の記載のあるもの）

※罹災証明書は、学費を負担する者（保護者等）の氏名が記載されているものに限りします。

※罹災証明書に家屋所有の表示がない場合は、固定資産評価証明など家屋の所有を証明する書類（令和8年度のものに限る）も必要です。

※提出頂いた減免申請等の書類は厳格に管理し、本学の学納金減免処理にのみ利用いたします。

5) 申請事由に該当し、減免を希望する方は、別紙「自然災害に伴う 学納金減免申請書」に、上記4)の書類一式を添えて、下記期限までに本学経理課まで郵送または窓口にて申請してください。

申請期限：令和8年9月30日（水）

※申請期限までに提出が難しい場合は、事前に経理課までご相談ください。

Q & A および 注意事項

※必ずご一読いただいてから、申請をお願いします

(1) Q：学費負担者（保護者等）とは誰を指すのか。

A：大学に届け出ている「保証人」です（入学手続きの際に保証書に記入された保証人のことを指し、成績及び学納金振込依頼書等の送付先となっている方）。その保証人の居住する持家の全半壊が減免の対象事由となります。大学院生等で学生本人が学費を負担している場合は、学生本人の居住する持家が対象となります。

(2) Q：熊本保健科学大学受験の際に、入学検定料の減免を申請し減免を受けているが、改めて学納金減免申請や罹災証明書（写）の提出が必要なのか。

A：：検定料の減免と学納金の減免は、対象範囲、減免額、認定基準等が異なりますので、お手数ですが、改めて学納金の減免申請書他、必要書類の提出をお願いします。

(3) Q：固定資産評価証明書（写）の提出が必要な理由は何か。

A：学納金の減免については、学費負担者（勤労学生等は本人）が所有し居住する家屋が対象となります。罹災証明書に、損壊家屋が自己所有である旨の表示がない場合は、所有を証明する書類（固定資産評価証明等）の提出をお願いします。なお、固定資産評価額など個人情報に係る部分は、黒塗りにして提出ください。

(4) Q: 既に令和8年度の学納金を納入済だが、減免はどうなるのか。

A: 学内審査にて減免対象となった方には、「学納金返還願」の書類をお送りしますので、
ご記入いただけましたら、本学経理課までお送りください。
返還手続きの詳細につきましては、学納金返還願をお送りする際にお伝えします。

(5) Q: 令和8年度内に休学した者の扱いはどうなるのか。

A: 令和8年度分として支払うべき学納金の全額/半額が減免対象です。

令和8年度通年(1年間)休学する場合は、学納金の納付自体が無いので減免の対象となりません。

※休学期間中の在籍料も減免対象外です。

※半期休学の場合は、支払うべき学納金の全額/半額が減免対象となります。

(例) 医学検査学科 (学納金年額 140 万円)、罹災区分:半壊の学生が後期休学した場合
→この場合、学納金年額は、前期学納金相当分の 70 万円となります。

罹災区分:半壊にて、「令和8年度学納金(年額)の半額」が減免されるため、
減免額: 70 万円×50%=35 万円となります。

(6) Q: 申請書の記載事項に、所属施設(職場)の学費負担の有無があるのはなぜか。

A: 所属施設(職場)が学費負担をしている場合は、減免措置の対象外となるため、確認事項として
お伺いしています。

(7) Q: 今年度、自然災害に伴う学納金の減免を受けた場合、来年度に本学の大学院・専攻科・別科等へ
進学した際、新入生として再度減免を受けることができますか？

A: 現在、本学の学生であり、当該自然災害に係る学納金減免措置をすでに受けた方が、本学の大学院・専攻科・別科等に進学した場合、入学検定料は減免の対象となりますが、進学後の学納金については減免措置の対象となりません。

【注意事項】

① すべての書類をご提出頂いてから学内審査(2週間程度)をさせていただきますので、期日に余裕をもって、お早めに本学経理課までお送りください。

※本学経理課宛にお送りください。

※お送りいただく際には、封筒の表面に朱書きにて「学納金減免申請書在中」と添え書きいただきますようお願いいたします。

※書類の修正や追加書類のご提出をお願いする可能性がございますので、本学経理課から電話連絡が

あった場合には、速やかに対応いただけますようお願いいたします。

② 提出期限日までのご提出が難しい場合には、事前に経理課まで必ずお申し出ください。

③ 必要書類をご提出いただいた場合でも、減免措置基準を満たしていない場合には、学納金減免をお断りさせていただく可能性も十分にありますので、予めご了承ください。

【書類送付先・連絡先】

〒 8 6 1 - 5 5 9 8

熊本市北区和泉町 3 2 5 番地

熊本保健科学大学 経理課

TEL : 0 9 6 - 2 7 5 - 2 1 2 4 (直通)